

岐阜県使用済金属類営業に関する条例に基づく電子メールによる品触れ制度 利用規約

1 本制度の趣旨について

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成 25 年岐阜県条例第 28 号。以下「使用済金属類条例」といいます。）第 18 条第 1 項に、警察本部長等は使用済金属類の盗難被害に関して、使用済金属類取引業者の皆さまに「品触れ」を発することができる、と規定しています。

更に、同条第 3 項及び第 4 項に、品触れを電子メール等により送信することを規定しており、本利用規約は、電子メールによる品触れの配信手続きを定めるものです。

2 利用条件について

- (1) 利用者の条件
使用済金属類営業の許可を受けており、かつ、利用登録をされた方（下記 5 を参照）に限りします。
- (2) メールを受信する機器の条件
OS が Windows7 以上のバージョンであり、Microsoft Office Outlook によるメール送受信及び PDF ファイルが閲覧可能なパーソナル・コンピュータが必須です。
- (3) ファイル共有ソフトが導入されていないパーソナル・コンピュータを用いてください。
- (4) ウイルス対策ソフトの導入に努めてください。

3 費用について

- (1) 利用に必要な電子機器類は、利用者自らの費用と責任により、ご用意ください。
- (2) 本制度に登録料金等はありませんが、通信料は利用者のご負担となります。

4 運用主体

本制度の運用は、岐阜県警察本部生活安全総務課営業係（058-271-2424 内線 3026）にて行います。

5 利用者登録について

- (1) 本制度を利用される方は、「同意書兼登録書（岐阜県使用済金属類営業に関する条例に基づく電子メールによる品触れ制度）」（以下「同意書兼登録書」といいます。）を、警察本部生活安全総務課営業係まで郵送にて提出してください。
運用主体において同意書兼登録書を確認の上、登録をいたします。
- (2) 登録メールアドレスは、1 業者につき 1 件とさせていただきます。

6 利用者登録の変更等について

メールアドレスの変更など、利用者登録の事項に変更があった場合や、受信を希望されなくなった場合は、「変更・配信停止届出書（岐阜県使用済金属類営業に関する条例に基づく電子メールによる品触れ制度）」（以下「変更・配信停止届出書」といいます。）により、速やかに警察本部生活安全総務課営業係まで郵送又はメール送信により届出をしてください。
様式は、岐阜県警察ホームページの「手続き」ページ内にある「使用済金属類営業」ページに掲載しております。

7 利用者登録の削除について

変更・配信停止届出書による配信停止の申出をいただいた場合のほか、メール送信が連続してエラーとなった場合又は不正な使用状況がみられた場合は、事前に通知することなく強制的に登録を解除することがあります。

8 メールの配信について

- (1) メール配信には、Microsoft Office Outlook を使用します。
品触れは、PDF ファイルにより作成し、メールに添付して配信いたします。
- (2) 品触れを配信する際は、登録書に記載いただいた情報の種別に応じて配信させていただきます。
- (3) 配信は、原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行いますが、場合によっては休日や夜間に配信させていただくことがあります。

9 品触れをメール受信した場合の措置について

- (1) 記録の保存の徹底
使用済金属類条例第 18 条第 4 項に基づき、品触れを受け取った場合は到達の日から 6 月間保存しなければならないとされていますので、受信した品触れデータについては、受信したパーソナル・コンピュータ内に保存する等により、保存を徹底してください。
また、当該品触れデータは、必要に応じて直ちに画面表示することができるなどの措置を講ずるようにしてください。
- (2) 開封メッセージの返信
品触れのメールが確実に到達したことを確認するため、Microsoft Office Outlook の機能により、開封済みメッセージ確認要求通知を添付しますので、同プログラムによる応答返信をしてください。
- (3) 第三者への提供の厳禁
品触れは盗難被害に関する手配書ですので、その内容をみだりに第三者に知らせることがないように徹底してください。

10 禁止事項

利用者が次の行為をすることを禁止します。

- (1) 品触れの内容を送信、転載、配布、頒布等の方法により、第三者等に知らせる行為
- (2) 有害なコンピュータプログラムを送信又は書き込む行為
- (3) 本制度の運用を妨害する行為
- (4) その他、運用主体が不適当と認める行為

11 個人情報について

運用主体は、利用者の個人情報を「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成 18 年岐阜県警察訓令第 15 号）」に基づき、適切に取り扱うものとします。

12 規約の改定等

管理運営上必要な場合には、予告なくこの規約を変更することがあります。

13 免責事項

警察本部長は、本制度の利用に際して利用者が生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとします。
利用者が使用する機器及びソフトウェアについて、警察本部長は、その動作保証は一切行わないものとします。

14 その他

- (1) 配信したメールの内容に関するお問い合わせに関しては、ご回答いたしかねますのでご了承ください。
- (2) 提供する情報は、原則として日本語のテキスト（文字）です。

附 則

本規約は、平成 27 年 10 月 1 日より施行します。